

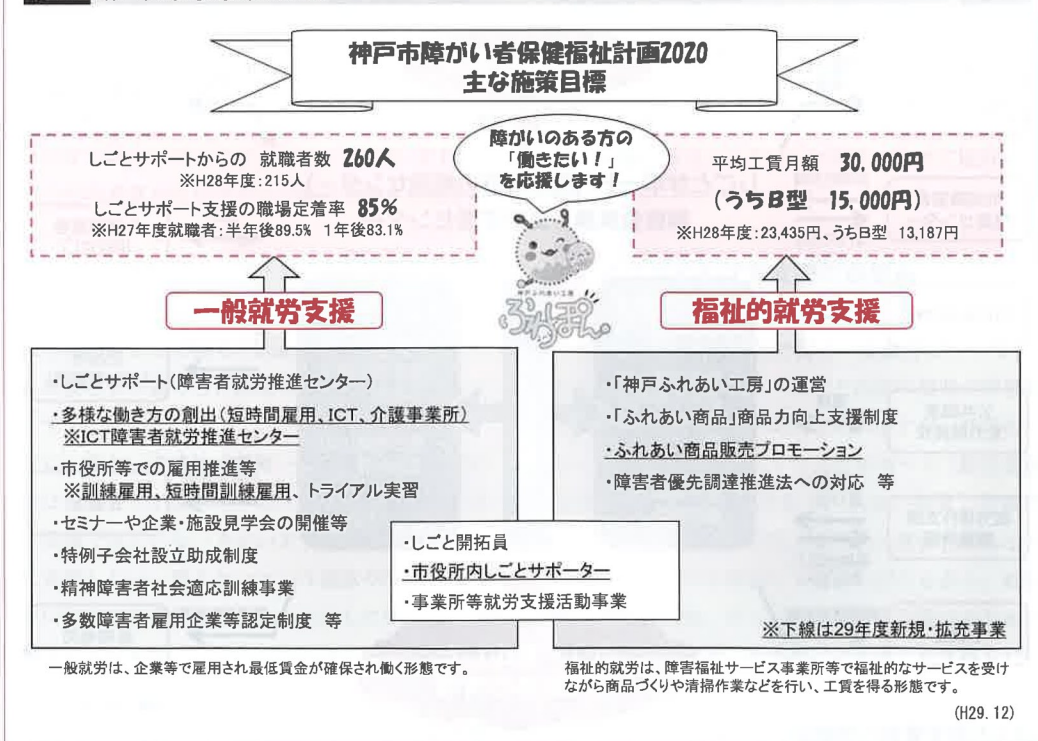
- ①法定雇用率については、身体障がい者・知的障がい者を算定基礎の対象としているが、平成30年4月より、新たに精神障がい者(手帳所持者)を算定基礎に加えることとなり、法定雇用率が2.2%に引き上げられ、さらに3年以内には2.3%に引き上げられること。
- ②企業から障がい者への業務発注や週20時間未満の雇用については、雇用障がい者数にカウントされないため、企業側のインセンティブが働きにくいことから、働く力があるにもかかわらず、個々の障がい特性によっては就労が促進されにくい状況にあること。
- ③在宅勤務については、勤務時間と日常生活時間帯が混在せざるを得ない働き方であるため、事業主からは労務管理がしにくいとの声もあり、企業への浸透は十分とはいえないこと。
- ④障がい者の就労先は、清掃業務や軽作業などから、パソコン入力業務など事務補助業務にまで広がりが

見られるなど職域は拡大しているが、さらなる障がい者雇用の促進に向け、従来の雇用に加えて新たな分野での雇用の創造や、障がい状況や特性に応じて、だれもが「しごと」を確保できるよう働き方の選択肢の拡大を図っていく必要があること。

このようなことから、神戸市では平成29年度より、「神戸2020ビジョン」に掲げる障がい者が働く意欲を引き出すことができる多様な働き方の創造を目指し、以下の取組みを開始しました(図-2)。

- ①しごとサポートICT (ICT障害者就労推進センター)の開設など、ICT(情報通信技術)を活用した就労支援
- ②東京大学先端科学技術研究センターと連携した週20時間未満の短時間雇用の創出
- ③職域の拡大につながるともに、福祉サービスの「受け手」から「担い手」に変わること、介護人材の確保につながる効果が期待される介護事業所での就労促進

図-2 神戸市の就労支援策について



4 ICTを活用した障がい者の就労支援

データ入力や情報処理、ホームページの作成など主にパソコンを利用した業務であるICTを活用した障がい者の就労は、車いす利用者等の通勤困難の解消や、精神障がいや発達障がいの方等が周囲に影響されずに自分のペースで仕事を進めることができるなど、障がい特性に応じた時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となり、障がい者の就労機会の拡大をもたらすものと考えられています。

神戸市では、ICTを活用した障がい者の在宅就労支援に向け、障がい者のIT(情報技術)技術の向上が有効と考え、就労可能なレベルのIT関連技術の習得を目指している障がい者を対象に、平成14年度より「障害者就労支援IT技術習得セミナー」を年2回(12回の講習を2シリーズ)開催してきました。

そして、平成29年度からの取組みとして「中学・高校世代向けチャレンジ ICTスキルアップ講習会」を開催しています。これは、中学・高校世代の障がい者を対象としたパソコン講習会で、市内の特別支援学校等と連携し、ICTを活用した就労に向けた早期の能力開発を支援することを目的として実施しています。

平成29年8月に開催した夏期講習会では、6日間

の日程でプレゼンテーションソフトの活用方法と電子メールの基本マナーや書き方を学んでいただきました。

そして、平成29年12月から平成30年3月までの間、週1回・計14日間の日程で定期講習会を開催しており、特別支援学校や特別支援学級の生徒がプレゼンテーションソフト(PowerPoint)やイラスト作成ソフト(Illustrator)を活用した課題に取り組んでいるところです。

このほか、企業からの発注拡大に向けた働きかけとして、ICTを活用した企業の障がい者就労や在宅就労に対する理解促進のためのセミナーについても今後開催することとしています。

また、平成29年度より、厚生労働省がICTを活用した在宅障がい者の就業支援体制を構築するモデル事業に対する補助制度を新たに実施しており、兵庫県が当該補助制度を活用し、企業と在宅障がい者をつなぐICTを活用したネットワークシステムの構築に向けた取組みを開始しています。

ICTを活用して就労を希望する障がい者への支援や、障がい者への発注や雇用を検討する企業への支援などを行う「しごとサポートICT (ICT障害者就労推進センター)」を設置し、国・兵庫県の取組みと連携を図ることで、国・県・市が一体となってICTを活用した障がい者の就労がより一層促進されるよう取り組んでいきたいと考えています。



夏期講習会① 市長挨拶



夏期講習会② 講習の様子